

第 1 回丹波市人権行政推進審議会での意見・指摘事項への対応表

No.	箇所	資料・頁数	意見・指摘事項	対応（修正後）
1	全体	資料 2・3	「涵養」のルビを「かんよう」と漢字全体に付けた方がよい。	「 ^{かんよう} 涵養」と表現する。
2	第 2 章	資料 2（5 頁）	「 ^{かんよう} 涵養」の語句の意味について、注釈を付けた方がよい。	方針全体の中で、注釈の記載について対応する。
3	第 2 章	資料 2（5 頁）	次の表現が分かりづらい。 「このため、市は各主体に対しては、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、 <u>行政としては、人権施策に主体的に取り組むものです。</u> 」	「このため、市は各主体に対して、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、 <u>主体的に取り組むものです。</u> 」に修正する。
4	第 3 章	資料 3（1 頁）	「(イ) 小・中学校における人権教育」の箇所内、「すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づける」という表現について、 ⇒人権教育の全てが同和教育であると捉えられる表現であるので、表現を修正してほしい。 ⇒同和教育が長年にわたり実践を積み重ね、人権教育の中で重要な役割を果たしてきた。	「(イ) 小・中学校における人権教育」の記載を次のとおりとする。 『 <u>小・中学校においては、すべての教育活動の基盤に同和教育を柱の一つとした人権教育を位置づけ、多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。</u> 新型コロナウイルス感染症に係る不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害、SNSやインターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等について、 <u>児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、自ら考え、正しく判断し、課題を解消しようとする態度及び、共感する力や差別を見抜く力といった実践力を育成します。</u> 』

No.	箇所	資料・頁数	意見・指摘事項	対応（修正後）
5	第3章	資料3（1頁）	この方針が「涵養 ^{かんよう} 」の表現を使用している意図を踏まえ、人権教育の説明に、「正しい知識を持つ力」、「共感する力」、「差別を見抜く力」といったような点を盛り込んで表現してほしい。	1頁「(イ) 小・中学校における人権教育」の箇所内において、下記のとおりとする。 「・・・自ら考え、正しく判断し、課題を解決しようとする態度及び、共感する力や差別を見抜くといった実践力を育成します。」
6	第3章	資料3（5頁）	「ジェンダー問題」という表記を盛り込んでほしい。	方針全体の中で、個別課題「女性の人権」も踏まえつつ、表記を検討する。
7	第3章	資料3（5頁）	「(1) 相談・支援の充実」の箇所で「相談しやすい環境づくり」と盛り込んでほしい。	5頁「(1) 相談・支援の充実」の箇所内において、下記のとおりとする。 「・・・相談員の増員、相談時間の拡充や相談しやすい環境づくりなど、相談・支援体制の充実を図ります。・・・」
8	【個別課題】 同和問題（部落差別）	資料4	現状認識として、「差別意識」「忌避意識」に加え、「関心の低下」を加えてほしい。無関心層が増えているという点を加えてほしい。	対応する。（資料4参照）
9	【個別課題】 同和問題（部落差別）	資料4	インターネットによる人権侵害の防止に関して、より切実な問題がある。無意識に差別を容認したり、差別する側に加担することになる。	対応する。（資料4参照）
10	【個別課題】 同和問題（部落差別）	資料4	土地問題に関しては、根強い差別意識が残っており、その認識についてしっかりと記載してほしい。	対応する。（資料4参照）